

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公開番号】特開2012-186159(P2012-186159A)

【公開日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-039

【出願番号】特願2012-29014(P2012-29014)

【国際特許分類】

H 05 B	33/02	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/28	(2006.01)
H 05 B	33/26	(2006.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/02	
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/28	
H 05 B	33/26	Z
H 05 B	33/12	B

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の電極と第2の電極の間に発光性の有機化合物を含む有機EL層が設けられた構造を一方の面に備え、他方の面に第1の光学構造体を備える第1の基板と、

一方の面が前記第1の基板の一方の面と対向し、他方の面に第2の光学構造体を備える第2の基板と、を有し、

前記第1の電極は前記第1の基板と前記第2の電極の間に位置し、

前記第1の電極は第1の光透過導電膜および第1の光反射導電膜を有し、

前記第2の電極は第2の光透過導電膜および第2の光反射導電膜を有し、

前記有機EL層は、前記第1の光透過導電膜と前記第2の光反射導電膜に接して挟まれた第1の発光領域と、前記第1の光反射導電膜と前記第2の光透過導電膜に接して挟まれた第2の発光領域を有し、

前記第1の光学構造体は、前記第1の発光領域と重畠し、且つ前記第1の光学構造体の端部より前記第1の発光領域の端部が内側に位置し、

前記第2の光学構造体は、前記第2の発光領域と重畠し、且つ前記第2の光学構造体の端部より前記第2の発光領域の端部が内側に位置することを特徴とする発光装置。

【請求項2】

前記第2の発光領域が前記第1の発光領域と重ならない場所に位置する、請求項1に記載の発光装置。

【請求項3】

前記第1の光透過導電膜および前記第2の光透過導電膜は、400nm以上700nm以下の波長の光に対して70%以上の光透過率を有し、

前記第1の光反射導電膜および前記第2の光反射導電膜は、400nm以上700nm以下の波長の光に対して50%以上の光反射率を有する、請求項1または請求項2に記載の発光装置。

【請求項4】

前記第1の光学構造体の径が、前記第1の光学構造体と重畳する前記第1の発光領域の径に対して1.1倍以上3倍以下であり、

前記第2の光学構造体の径が、前記第2の光学構造体と重畳する前記第2の発光領域の径に対して1.1倍以上3倍以下である、請求項1乃至請求項3のいずれか一項に記載の発光装置。